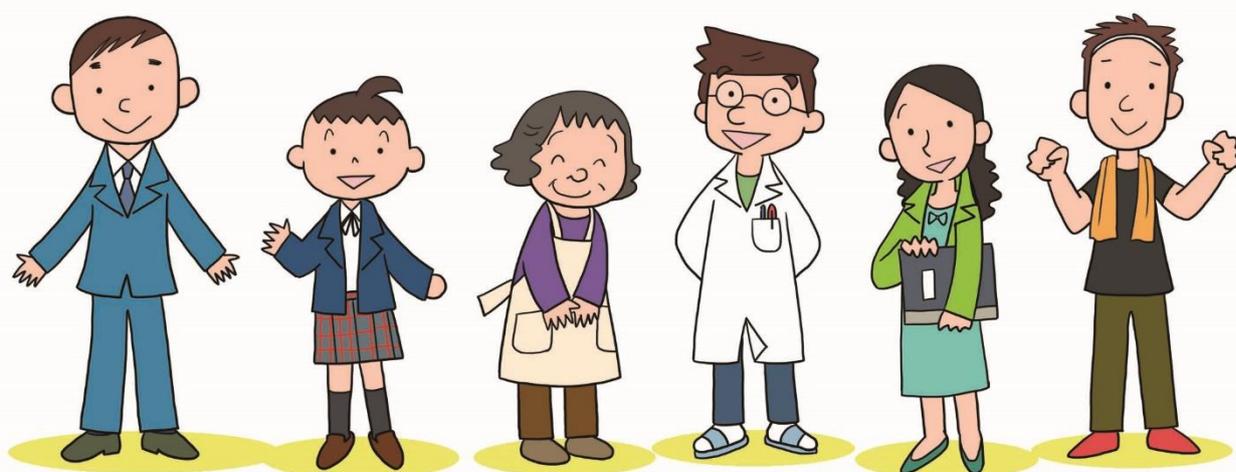


第3期 揖斐川町地域福祉計画

みんなでつくろう 「いびがわ」の共生社会



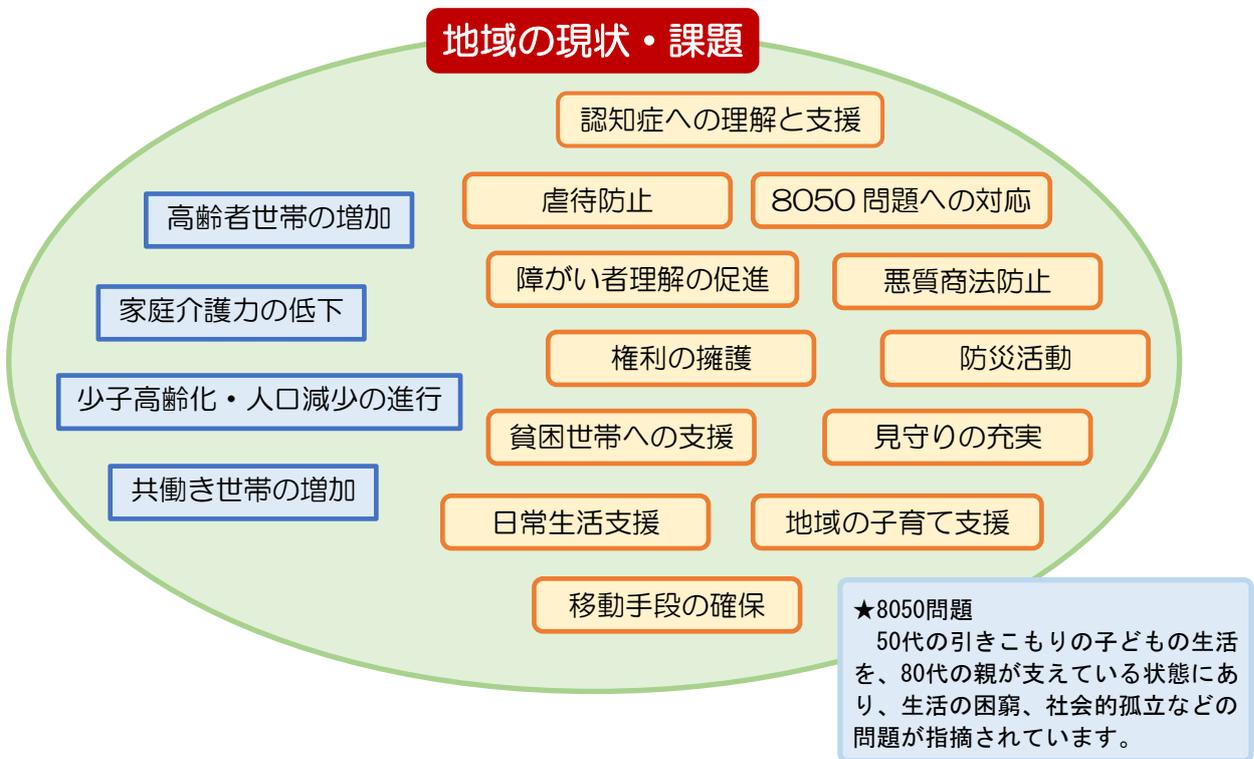
令和2年3月

第3期 揖斐川町地域福祉計画がまとまりました。

行政、地域が協働して地域の福祉力を高めていくための計画です

本町では、人口減少や少子高齢化が進む中、高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などへ対応する支援や見守りが必要になっています。また、地域の子育て支援、障がい者の社会参加への支援、ひきこもりや生活困窮、いわゆる「8050問題」などの、複合的な課題への対応も求められています。

様々な地域の課題に対し、公的な支援のみで対処していくことには限界があります。また、軽微な生活支援や見守りなどのきめ細やかな支援を行うには、「地域の力」が不可欠です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれの立場で役割を果たし、地域の福祉力を高めていくことが重要です。



■地区別人口

単位：人

年 齢	町全体	揖 斐 川						谷 汲	春 日	久 瀬	藤 橋	坂 内	
		揖 斐	大 和	北 方	清 水	小 島	脛 永						
合 計	20,885	3,392	2,790	1,740	1,856	4,083	1,815	2,902	883	859	225	340	
0～14歳	2,114	361	309	222	207	431	204	276	37	44	13	10	
15～64歳	10,894	1,828	1,546	928	971	2,250	984	1,458	343	369	104	113	
65歳以上	7,877	1,203	935	590	678	1,402	627	1,168	503	446	108	217	
再掲	75歳以上	4,194	639	438	309	364	642	332	634	324	289	74	149
	85歳以上	1,545	206	141	110	116	222	95	258	133	144	45	75

(注) 令和元年11月1日現在の住民基本台帳人口

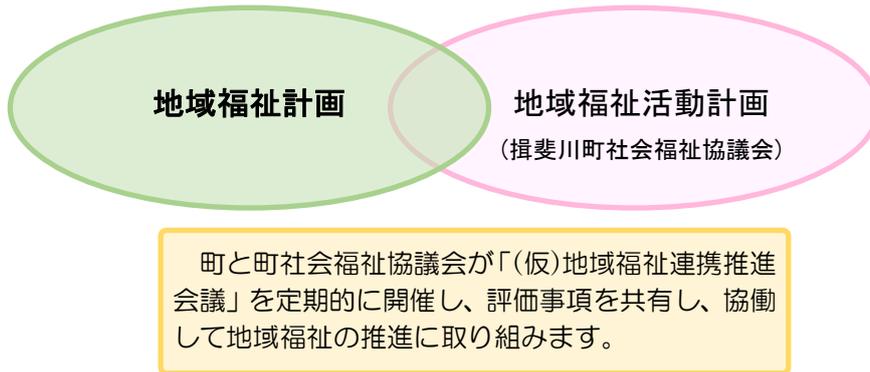
計画の概要

◆計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画です。

「揖斐川町総合計画」を上位計画とし、個別の福祉に関する計画に共通する理念や事柄を相互につなぐ計画として位置づけます。

揖斐川町社会福祉協議会が推進する「揖斐川町地域福祉活動計画」と連携を図ります。



◆計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

◆基本理念

参加 認め合い、交流してつくる福祉のまち

主体性 学び、教え合い、積極的に行動してつくる福祉のまち

共生 互いに気を配り、支え合ってつくる福祉のまち

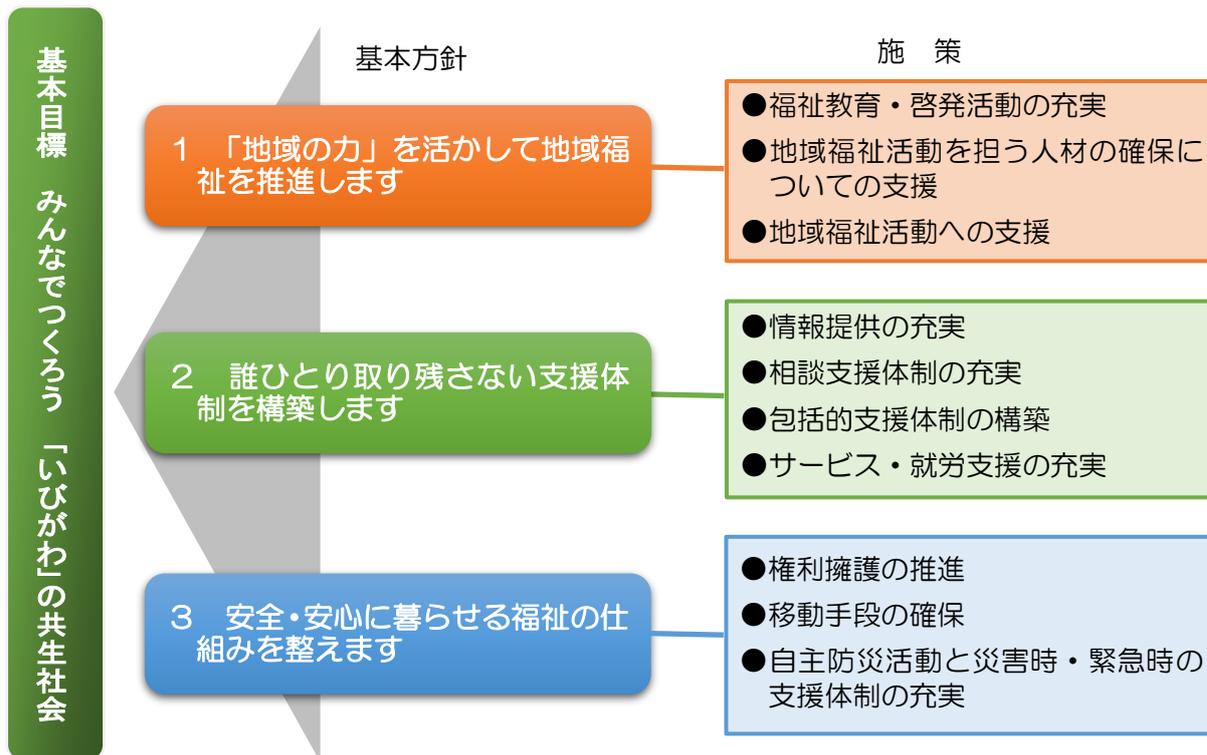
◆基本目標

障がいのある人も、介護が必要な人も、経済的に困っている人も、孤立している人も、地域で問題を抱えて支援を必要としている人すべてを包みこむ「いびがわ」の共生社会をみんなで実現させていくこととし、**みんなでつくろう 「いびがわ」の共生社会**を基本目標として設定しました。

★地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）。本計画の基本理念、基本目標はこの共生社会を目指すものです。

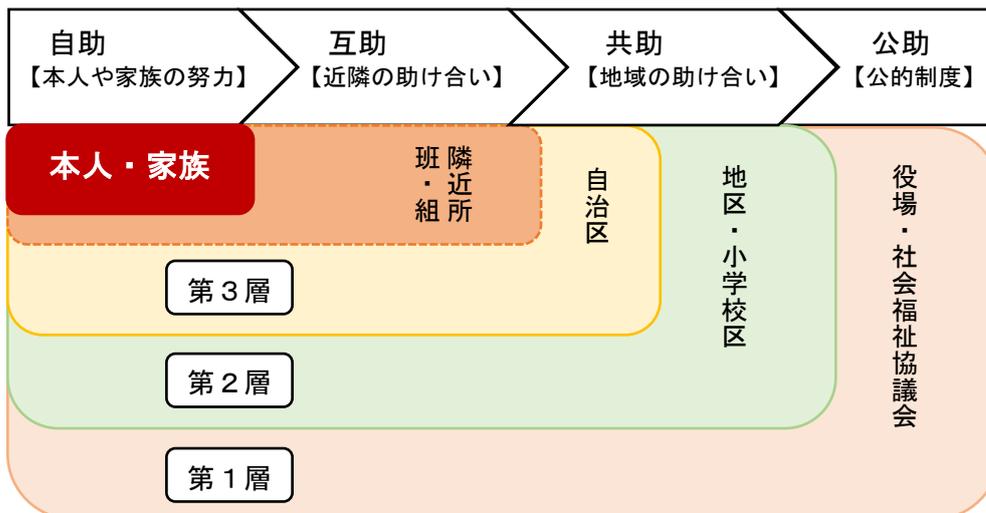
◆施策の体系



◆基本的な考え方

★自助・互助・共助・公助

地域の福祉課題を解決するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本として、それぞれの役割を果たしながら地域福祉を推進していく必要があります。



★共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）

ソーシャル・インクルージョンは、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合う」という意味です。この考え方を基本として、「いびがわ」の共生社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針と施策

基本方針 1 ◆ 「地域の力」を活かして地域福祉を推進します

イベントの実施や広報・啓発活動、福祉教育の充実を進めます。また、ボランティアセンターの機能が充実するように支援します。

さらに、福祉連絡会の立ち上げなど、地域における見守り体制の構築や充実などを支援し、地域福祉の推進につなげます。

町の取り組み

●福祉教育・啓発活動の充実

- ▶学校等における福祉教育の推進
- ▶イベント等を通じた啓発活動の実施
- ▶町民を対象とした福祉に関する学習機会の提供
- ▶人権の尊重・理解の促進・差別の解消に向けた取り組みの実施
- ▶虐待・DVの防止に向けた取り組みの実施
- ▶バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

●地域福祉活動を担う人材の確保についての支援

- ▶生活支援サポーターの継続についての支援
- ▶ボランティアセンターの活性化

●地域福祉活動への支援

- ▶地域福祉懇談会の実施
- ▶サロン活動への支援
- ▶福祉活動団体への活動支援・連携強化
- ▶見守り台帳への登録の促進
- ▶地域見守り活動への支援
- ▶民間事業者による見守り活動の促進
- ▶協議体の設立の推進

「地域の力」を活かして地域福祉を推進するため、地域福祉活動やボランティアの従事者が増えることが望ましいと考えられますが、第2期計画の期間内においては、ボランティアの個人登録者は減少傾向にあります。啓発活動等を通じて増加することを目指します。

【評価指標】

★ボランティアセンターでのボランティア登録者数（個人）

15人



30人

町民の取り組み

- ▶家族と普段から連絡を取り合いましょう。
- ▶困ったときは、お互いに助け合いましょう。
- ▶自治会や地域福祉活動に関心を持ち、できるかぎり協力しましょう。



基本方針2◆誰ひとり取り残さない支援体制を構築します

複合化・複雑化する福祉課題へ対応するため、適切に必要な機関等へつなぐことのできる包括的な相談体制の充実を図ります。

また、関係機関との連携を含め、地域包括ケア体制の構築や切れ目のない支援体制の構築に向けて取り組みます。

さらに、住民に向けた情報提供を充実させるとともに、福祉サービスや就労支援の充実に向けて取り組みます。

町の取り組み

●情報提供の充実

- ▶ホームページによる情報提供の充実
- ▶広報誌による情報提供の充実
- ▶相談窓口における情報提供の充実

●相談支援体制の充実

- ▶相談窓口の周知
- ▶身近な相談支援の充実
- ▶専門機関との連携による包括的相談支援体制の構築
- ▶複合的な問題に対応できる相談支援体制の整備
- ▶相談員の質の向上

●包括的支援体制の構築

- ▶地域自立支援協議会の充実
- ▶地域ケア会議の充実
- ▶地域包括ケアシステムの充実
- ▶切れ目のない支援体制の構築

●サービス・就労支援の充実

- ▶必要なサービスの確保
- ▶サービスの質の確保
- ▶就労支援・社会参加の推進
- ▶苦情対応の実施



町民の取り組み

- ▶広報、ホームページなどを活用し、情報を収集しましょう。
- ▶周囲の人で解決できない場合は、相談窓口で相談しましょう。
- ▶わからないことは、積極的に尋ねましょう。

基本方針3◆安全・安心に暮らせる福祉の仕組みを整えます

障がいのある人や高齢者など、誰もが安心して地域の中で暮らせるように、社会福祉法人に対して法人後見の実施に向けた働きかけを実施し、成年後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図ります。

また、移動手段の確保について検討し、地域住民やボランティアを含めた災害時や緊急時の支援体制の構築を図ります。

町の取り組み

●権利擁護の推進

- ▶成年後見制度の利用促進
- ▶権利擁護の包括的な支援体制の構築
- ▶法人後見の確保
- ▶中核機関の設置に向けた取り組みの推進

●移動手段の確保

- ▶福祉有償運送の検討
- ▶ボランティア等による移動手段の確保

●自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制の充実

- ▶緊急通報システム貸与事業の周知
- ▶避難行動要支援者の安否確認・連絡体制の整備
- ▶避難行動要支援者の個別計画の策定
- ▶災害時の避難対応等についての訓練の実施

町民の取り組み

- ▶自分や家族の将来的な生活を具体的に考えてみましょう。
- ▶災害に対する備えを行い、避難行動について考えておきましょう。
- ▶地域で実施される避難訓練に、積極的に参加しましょう。



第3期 揖斐川町地域福祉計画

揖斐川町 住民福祉部健康福祉課

☎ 0585-22-2111 (代表) FAX 0585-22-4496